

青森県報

第三十五号

令和元年
七月二十四日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県営農大学校規則の一部を改正する規則……………(構造政策課) ……一

告 示

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機

関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……二

○飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……三

○洪水浸水想定区域等の公表……………(河川砂防課) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……四

公 告

○ICP質量分析装置の購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……四

出先機関

○土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域 県民局) ……五

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域 県民局) ……六

規 則

青森県営農大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

青森県営農大学校規則の一部を改正する規則

青森県営農大学校規則(昭和五十五年三月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(入校料又は授業料の免除等)」を付し、同条中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に、「においては」を「には」に改める。

第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二條を第二十三條とする。

第二十一条第三項中「から第十三条まで」を「、第十二条及び第十四条」に改め、同項の表中「第二十一条第四項」を「第二十二条第四項」に、「第十三条」を「第十四条」に、「第二十一条第三項において準用する前項」を「第二十二条第三項において準用する前項」に、「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に、「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に、「学生が」を「学生が前二条」に、「が第二十一条第三項において準用する」を「が第二十二条第三項において準用する第十二条」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十条を第二十一条とし、第十四条から第十九条までを一条ずつ繰り下げる。

第十三条の見出しを「(入校料及び授業料の還付)」に改め、同条中「前条」を「前二条」に、「授業料」を「入校料又は授業料」に改め、同条を第十四条とする。第十二条の次に次の一条を加える。

第十三条 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第七条第一項の規定による確認の求め、同法第八条第一項の規定による授業料等減免対象者の認定、同項に規定する授業料等減免対象者に対する入校料及び授業料の減免並びに同法第十二条第一項の規定による授業料等減免対象者の認定の取消しは、校長が行うものとする。

第四号様式中「第19条」を「第20条」に改める。

第五号様式中「第21条」を「第22条」に改める。

附則

- この規則は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 大学等における修学の支援に関する法律附則第二条の規定によりこの規則の施行前において行う同法第七条第一項の規定による確認の求めは、校長が行うものとする。

告

示

青森県告示第二百十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和元年七月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
八巻内科循環器科小児科	青森市浪岡大字浪岡字若松一三三の二	平成 二七・四・三

青森県告示第二百十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和元年五月十七日及び同年六月五日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和元年七月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

医療法人ベルソントテすずき皮膚科	青森市大字石江字江渡七三の三	二九・七・三〇
訪問看護ステーション原ヶ平	弘前市大字原ヶ平二丁目五の三五	三・四・三〇
医療法人白鷗会まちだ眼科クリニック	青森市大字羽白字沢田三九の四	〃
清水クリニック	五所川原市字鎌谷町一〇三の一	令和 元・七・六
皮フ科クリニック小原	弘前市大字駅前町八の一大町タウンビル四階	元・七・三
ファミリークリニック希望	つがる市富港町山里一の一	元・八・一〇

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 繁殖かあーちやん	元.5	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、TDN、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい標準配合飼料 パワータックZK 中期	元.5	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房DX	31.4	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無

東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フアイード・ワン FO真健後期CRM ^a	元.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フアイード・ワン 肉豚ガーリックク75	元.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フアイード・ワン フルチエース74	元.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	無

青森県告示第二百十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和元年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡東通村大字尻労字下堀川三 小向井 保蔵	尻労区域 尻労漁業協同 組合の地区	総トン数二十ト ン未満の漁船に より行う漁業で あって、主とし ていかつり漁業
下北郡東通村大字尻労字下堀川九 二本柳 勇助		
下北郡東通村大字尻労字尻労六 小笠原 清春	底建網漁業	
下北郡東通村大字尻労字尻労八の二 向井 祐樹		

青森県告示第二百十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四

号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和元年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 沖館川水系沖館川
- 二 沖館川水系西滝川

青森県告示第二百十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和元年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 五戸川水系五戸川

青森県告示第二百十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和元年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

大畑川水系大畑川

公 告

ICP質量分析装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和元年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）の購入とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

ICP質量分析装置 一式

2 調達物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和二年一月三十一日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 調達物品又はこれと同等の類似品について納入実績があることを証明した者であること。

6 調達物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和元年八月八日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目一の

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九九

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目一の

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九九

七 入開札の日時及び場所

1 日時

令和元年九月四日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目一の

青森県庁舎 南棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断

した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最

低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)

を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Inductively Coupled Plasma - Mass Spectrometer

2 Time limit for tender:

4 September, 2019 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Accounts Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9099

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、三戸

土地改良区の定款の変更を令和元年七月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年七月二十四日

三八地域県民局長 櫻 庭 憲 司

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、板柳東部土地改良区から、次のとおり役員の新就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年七月二十四日

西北地域県民局長 平 野 義 一

役員別の区	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	成田 修逸	北津軽郡板柳町大字常海橋字駒田一八三の八	令和元年・六・二就任
〃	高橋 洋美	〃 鶴田町大字瀬良沢字沼田一一五	〃
〃	小野 一男	〃 板柳町大字館野越字橋元二八	〃
〃	齋藤 昭仁	〃 大字五林平字前橋三二	〃
〃	成田 陽光	〃 大字牡丹森字鴨泊三四一	〃
監事	小野 修	〃 大字夕顔関字長田八〇	〃
〃	成田 政広	〃 〃 字西田六七の	〃
理事	成田 修逸	〃 大字常海橋字駒田一八三の八	元・六・二〇退任
〃	齋藤 博文	〃 〃 大字五林平字三宅一五の	〃
〃	高橋 洋美	〃 〃 鶴田町大字瀬良沢字沼田一一五	〃
〃	小野 一男	〃 〃 板柳町大字館野越字橋元二八	〃
監事	成田 政広	〃 〃 大字夕顔関字西田六七の	〃

〃 福士 孝一 〃 〃 大字常海橋字俵元四三 〃

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口二枚三付十五円四十四銭